

制度の概要

■特別徴収の対象となる方

個人町・道民税の納税義務者のうち、次の二つの条件に該当する方が特別徴収の対象となります。

なお、原則として、公的年金等に係る個人町・道民税が課税されているすべての方が特別徴収の対象となります。

- ①前年中に公的年金等の支払を受けた方。
- ②当該年度の初日(4月1日)において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方。

※上記の二つの条件に該当していても、次の場合等においては、特別徴収の対象とはなりません。

- 老齢基礎年金等の年額が18万円未満である場合。
- 当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超える場合。
- (町・道民税の納付先となる)当該市町村の行う介護保険の特別徴収対象被保険者でない場合。
- 老齢基礎年金等から所得税、介護保険料、国民健康保険料を控除した後の額が特別徴収税額より小さい場合。

■特別徴収の対象税額

公的年金等に係る所得分の所得割額及び均等割額が対象となります。また、公的年金等以外の所得がある場合、当該所得に係る税額は老齢基礎年金から特別徴収されません。

■特別徴収の対象となる年金

国民年金法に基づく老齢基礎年金等(老齢又は退職を支給事由とする老齢等給付)が対象となります。

なお、特別徴収の対象となる公的年金等を複数受給されている場合、所定の優先順位に基づき、高順位の一つの年金から特別徴収されます。

■徴収方法

(1) 特別徴収を開始する年度の徴収方法

徴収方法	普通徴収(個人納付)		特別徴収(天引き)		
	上半期		下半期		
年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

※年度前半(上半期)では、公的年金に係る年税額の4分の1ずつを6月、8月に普通徴収により納付し、年度後半(下半期)では、公的年金等に係る年税額から普通徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつを、10月、12月、2月の老齢基礎年金等の支給月ごとに当該年金支給額から特別徴収します。

(2) 前年度も特別徴収されていた方の徴収方法

徴収方法	特別徴収(天引き)					
	上半期(仮徴収)			下半期(本徴収)		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年の下半期分の額の1/3	前年の下半期分の額の1/3	前年の下半期分の額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3

※上半期(4月、6月、8月)では、前年の下半期の特別徴収額の3分の1ずつを老齢基礎年金等の支払額から仮徴収し、下半期(10月、12月、2月)では、その年の公的年金等に係る年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつを本徴収します。

年金からの町・道民税の特別徴収が始まっています

地方税法の改正により、21年度の町・道民税より年金からの特別徴収制度が始まっています。

この制度により年金所得がある方の納付方法が大きく変わりますので、本紙で概要を説明します。

特別徴収とは……………

年金所得のある方に係る特別徴収とは、年金の支払を受ける方(納税義務者)の町・道民税額(年金分のみ)を年金支払者が徴収し、町に納入することをいいます。

※いままでは、納付書で町の窓口や町指定金融機関、口座振替等で納付いただいております。(これを普通徴収といいます)

注意：特別徴収に係る税額は、年金分に係る所得割額と均等割額ですので、その他の所得割額と均等割額は従前の普通徴収となります。例えば、年金収入、給与収入、事業収入のある方は、特別徴収と普通徴収の二種類の納付になります。

